

公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会

NGO海外研修プログラム参加規約

「シャンティ国際ボランティア会 NGO海外研修プログラム（以下、「本プログラム」といいます）へ参加いただく方は、以下の規約に同意いただきます。

第1条（本プログラムの目的）

国際協力活動に関心を持っている方を対象に、SVAの海外事務所において研修する機会を提供します。現地での活動に実際参加し、またスタッフ業務のサポートに関わっていただくことを通じて、国際貢献の担い手の育成を目指します。但し、本プログラムは就労経験を積むことを目的とするインターンとは異なること、そして国際協力分野での経験につながるプログラムではありません。

第2条（応募資格・申込）

1. 原則として応募は以下の条件をすべて満たすことが必要です。
 - 1) 20歳以上30歳未満の方で、心身ともに健康で異文化の中で生活が可能であること
 - 2) 英語のコミュニケーション能力が以下の基準を満たしていること
TOEFL旧式450点以上、CBT126点以上、iBT45点以上、TOEIC445点以上、IELTS4.5以上、英検2級程度以上のレベル
 - 3) パソコンを現地にお持ちいただけること（研修生用のパソコンがないため）
 - 4) 本規約に定める参加条件に同意すること
 - 5) 出発前の合同事前研修会に参加すること
2. 参加希望者は、指定の申込み用紙に記入し、添付ファイルにて電子メールで提出すること。申込書とは別に履歴書（指定なし、直筆、顔写真付き）を郵送にて送付すること
3. 申込に際しては、プログラム内容、申込みに関する事項については、保護者・家族の同意が得られること

第3条（期間、延長）

1. 研修期間は基本は1ヶ月間であるが、希望があれば最長3ヶ月間まで可能とします。但し、最初の1ヶ月研修の評価結果を踏まえ、判断します。
2. 半月からの延長も可能とします。

第4条（費用負担）

1. 参加者は、本プログラムへの参加費として、7万円（1か月分）を出発日の10日間前までにはSVAの郵便振込口座に振込む方法により支払うものとします。
2. 前項の参加費用には、次の費用が含まれます。
 - ① 海外事務所・東京事務所担当者間の連絡、調整費用
 - ② 海外事務所の研修準備、交通・宿泊など受入れ全般の調整費用
 - ③ 研修指導・助言に関わる費用
 - ④ 東京事務所での事前研修費
3. 次の各号の費用は、参加者の負担となります。
 - ① 渡航費
 - ② 派遣国国内交通費
 - ③ 海外旅行傷害保険
 - ④ 宿泊費
 - ⑤ 食費
 - ⑥ 査証申請、取得のための費用
4. 延長の場合、2ヶ月目からの参加費として5万円（1ヶ月分）を支払うものとするが、半月ごとでは25,000円とします。

第5条（キャンセル）

申込み後に参加希望者の都合にてキャンセルされる場合、下記のとおりキャンセル料を申し受けます。受入れにあたりましては、書類審査段階から東京事務所及び海外事務所間において多くの調整・準備が発生するためです。

- ① 書類審査合格後（面接前）のキャンセル：参加費の10%
- ② 面接後（最終合格通知前）のキャンセル：参加費の20%
- ③ 最終合格通知後のキャンセル：参加費の50%
- ④ 渡航前のキャンセル：参加費の80%

第6条（研修への参加）

参加者は、研修期間中、SVAの指示に従い、覚書及び派遣国事務所が定める規則を遵守します。

第7条（研修と契約の終了）

参加者は、研修終了後、1か月以内に研修報告書（様式自由）及び評価シートをSVAに提出します。

第8条（健康・生活管理、危機管理）

各国での注意点については出発前にSVAより説明をしますが、研修中は健康・生活面での管理

危機管理には自己責任の下となります。また以下、遵守します。

1. 研修開始前に第三国への立寄りをご遠慮ください。立寄ったことで派遣国到着後すぐに体調を崩し、途中で研修を終了しなければならないケースが過去にあったためです。研修終了後の帰国前に立寄られるのは問題ありません。但し、プログラム終了後ですので下記第9条にもありますが、事故など被害に遭遇されても当会では責任は負いません。
2. 現地時間深夜21時以降の到着便は避けてください。派遣国には日中の時間帯での到着してください。

第9条（免責）

天災・災害・事故・病気・怪我・紛争・テロ・盗難等の被害やそれによって生じた被害や、費用（振替航空券、交通費、その他の費用）、機会損失等、研修時間外以外で起きたトラブルなどについては、責任を負いません。

第10条（研修の心構え）

第6条にもありますが、研修生としての自覚と責任を持って研修に参加してください。また異文化を理解し、尊重する努力を行ってください。例えば、胸元が開いたトップスや下着が極端に透ける服、ミニスカートの着用は派遣国の文化に反しますので、十分理解いただき避けるようにしてください。

また休日であっても研修期間中はSVAの一員とみなされるため、ふさわしい行動をとるようにしてください。

第11条（附則）

本規約に定める条項に違反した場合や、信頼を著しく失うような行為をなした場合は、研修を終了することができます。